

## 1 計画策定の趣旨

我が国の子どもを取り巻く環境は、少子高齢化、核家族の進行、地域社会の結びつきの希薄化、女性の社会進出や世帯の在り方などの価値観の多様化などによって、大きく変化しています。

また、スマートフォンやSNSの普及によるネットトラブルといった新たな問題、自殺や虐待などの生命に関わる問題、そして、子どもの貧困など、子どもや子育て世帯に関わる多岐にわたる問題が顕在化しています。

国においては、内閣府や厚生労働省などに分散されていた子どもや子育て世帯に関わる施策を総合的に担うため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。同時に、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている状況等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すため、「こども基本法」が施行されました。

さらに、令和5年12月には、「こども基本法」の理念にのっとり、子どもに関する基本的な方針や重要事項を定め、子ども施策を総合的に推進するため、これまで別々に策定されてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」の三大綱を一元化し、「こども大綱」として策定されました。

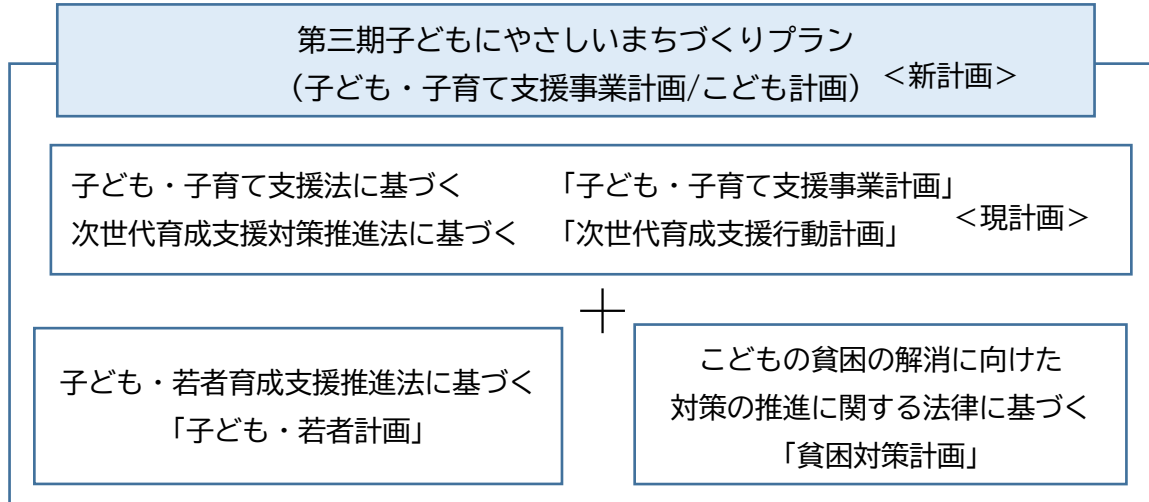
また、「こども基本法」において、市町村は、こども大綱及び都道府県のこども計画を勘案してこども計画を策定することを努力義務として課せられました。

本市においては、令和2年度より「第二期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」に基づき、子どもと子育て世帯を対象とした施策に取り組んできましたが、令和5年度に市内の子育て家庭を対象として実施したニーズ調査では、「子どもにやさしいまち」、「子育てしやすいまち」に対する評価は、上昇したものの、少子化傾向に歯止めがかからない状況にあります。

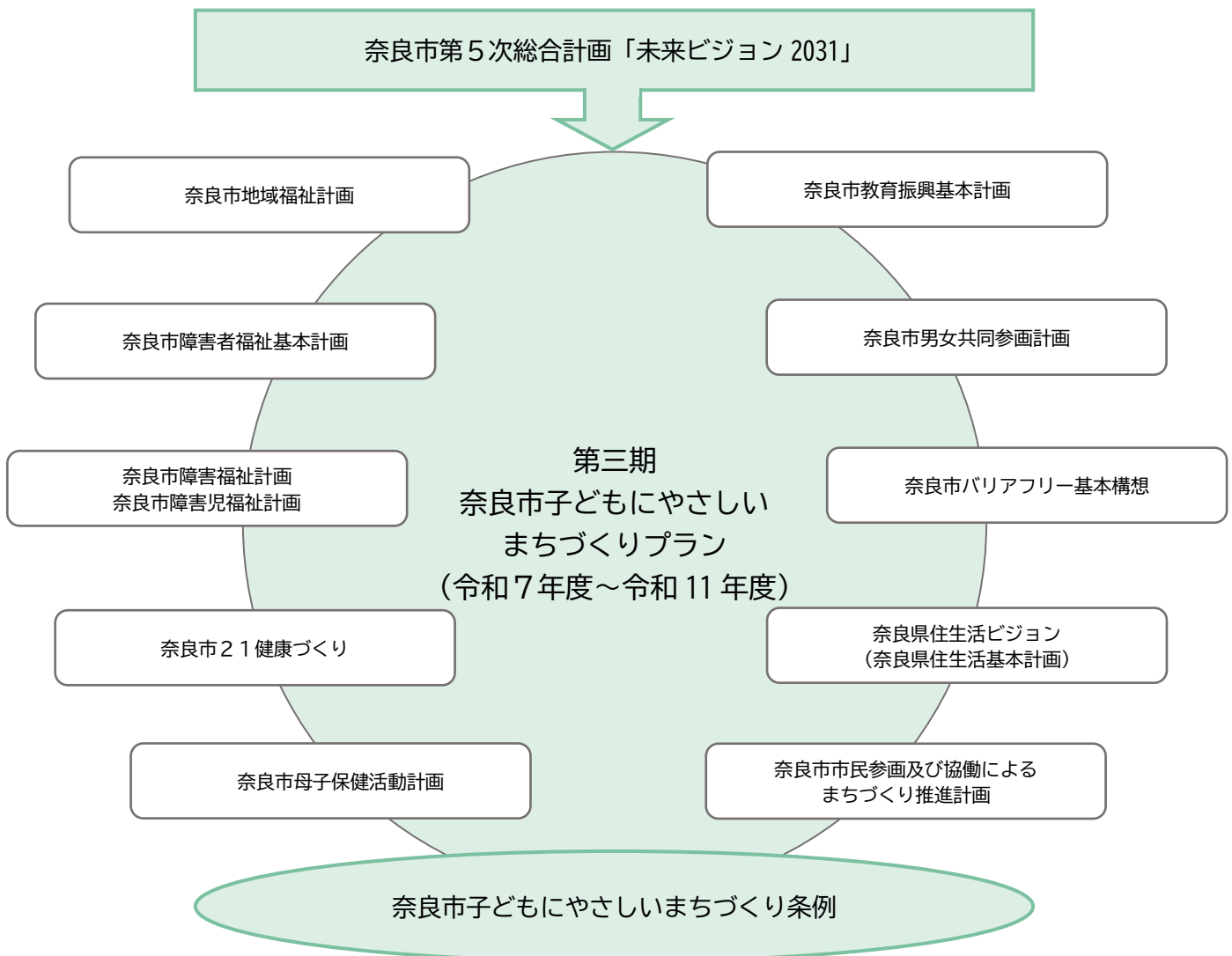
このような状況を踏まえ、「第二期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」の計画期間が終了することにもない、本計画については、「子ども・子育て支援事業計画」に加え、「子どもの貧困対策計画」及び「子ども・若者計画」を内包した、子ども・若者や子育て支援に関する総合的な計画として「こども計画」を策定します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、奈良市の子ども・若者や子育て支援に関する総合的な計画として、下記の計画を一体的に策定し、関連する施策を体系的に記載しています。



本市の他計画との関係



### 3 計画の対象者

本計画の施策の対象は、以下のとおりとします。

●子ども・子育て支援

妊娠期から乳幼児期（未就学児）、学童期（小学生）、思春期（中高生等）の18歳までの子ども及びその保護者

●若者支援

概ね中学生から30歳代までの若者

●ひとり親家庭支援

ひとり親家庭（母子家庭、父子家庭）及び寡婦家庭

### 4 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、計画内容と実態がかけ離れた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。

計画期間

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第二期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン (子ども・子育て支援事業計画)					第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン (子ども・子育て支援事業計画/こども計画)				
							中間見直し (予定)		

### 5 計画の策定体制

#### (1) 子育てに関するアンケート調査の実施

本計画の策定に伴い、市民の方の子ども・子育てに関する考えや意見を聞き、調査結果を計画策定の基礎資料として活用するために「奈良市子育てに関するニーズ調査」等を実施しました。

## (2) 奈良市子ども会議参加者等からの意見聴取

本計画の策定にあたり、子ども・若者の当事者の考えや意見を聞き、計画策定を進める上での参考資料とするために、「子どもにやさしいまち」をテーマとして、奈良市子ども会議を開催し、分野横断的に幅広い意見を聴取しました。

## (3) 奈良市子ども・子育て会議による審議

本計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「奈良市子ども・子育て会議」を開催し、計画の内容について協議しました。

## (4) パブリックコメントの実施

子ども向けの概要版を別途作成のうえ、令和6年12月10日～令和7年1月9日に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。